

条 例

埼玉県国民健康保険給付費等交付金及び国民健康保険事業費納付金に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和八年三月三十一日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県条例第十二号

埼玉県国民健康保険給付費等交付金及び国民健康保険事業費納付金に関する条例の一部を改正する条例

埼玉県国民健康保険給付費等交付金及び国民健康保険事業費納付金に関する条例（平成二十九年埼玉県条例第四十三号）の一部を次のように改正する。

第一条中「及び第十一条第三項から第五項まで」を「、第十一条第三項から第五項まで及び第十一条の二第三項から第五項まで」に改める。

第十六条を第十九条とし、第十五条の次に次の三条を加える。

（子ども・子育て支援納付金納付金所得係数）

第十六条 子ども・子育て支援納付金納付金所得係数は、本県に係る第一号に掲げる額を第二号に掲げる額で除して得た数を基準として知事が定める数とする。

一 令第十一条の二第三項第一号に掲げる額

二 令第十一条の二第三項第二号に掲げる額

（子ども・子育て支援納付金納付金所得等割合）

第十七条 子ども・子育て支援納付金納付金所得等割合は、各市町村につき、当該市町村に係る令第十一条の二第四項第一号に掲げる数とする。

（子ども・子育て支援納付金納付金被保険者数等割合）

第十八条 子ども・子育て支援納付金納付金被保険者数等割合は、各市町村につき、当該市町村に係る令第十一条の二第五項第一号に掲げる数とする。

附 則

1 この条例は、令和八年四月一日から施行する。

2 この条例の施行に関し必要な行為は、改正後の第十六条から第十九条までの規定の例により、この条例の施行の日前においても行うことができる。